

＜第22回 琴浦町ナイター野球リーグ戦実施要項＞

1. 趣 旨 野球を通じて広く町民にスポーツの振興と選手間相互の親睦を図るとともに町民の体力の向上と充実した生活を築きあげる。
2. 主 催 琴浦町スポーツ協会 琴浦町軟式野球連盟
3. 後 援 琴浦町教育委員会 新日本海新聞社
4. 日 時 **令和8年7月11日(土) 午後7時00分 開会式**
5. 開 会 会 場 琴浦町赤碕総合運動公園野球場
(開会式当日雨天の場合は、開会式は中止とする)
6. 試 合 会 場 赤碕総合運動公園 野球場
7. 参 加 資 格 琴浦町在住者及び在勤者。(町内の職場・部落・団体等)
但し、生徒(小・中)は除き高校生は保護者の同意を必要とする。
8. 競 技 方 法 ①2025年度「公認野球規則」を適用する。
②試合はリーグ戦で行い1部・2部リーグ及び壮年の部とする。
(但し、チームの参加状況によってはこの限りではない。)
③壮年の部は4月1日現在で40歳以上とし、守備についたときの年齢合計が400歳以上であること。但し、投手は45歳以上とし、ベンチ入りした選手は(監督も含む)必ず1回は出場すること。
④1部・2部リーグと壮年の部との重複登録は認める。
⑤1部・2部リーグのチーム分けは前年度の成績により各部の優勝チームは上部に昇格し、各部の最下位チームは下部に降格する。
(但し、チームの参加状況によってはこの限りではない。)
⑥試合は7回戦とし、3回以降12点差・5回以降7点差はコールドゲームとする。(延長戦は行わない)
⑦試合時間は午後7時30分に開始し1時間30分とする。
9. 参 加 料 1部・2部リーグは8,000円、壮年の部は5,000円とする。
(保険料・ナイター照明料は含まない。)
10. 申 込 締 切 6月29日(月)迄に総合体育館まで選手名簿を提出すること。
11. 代 表 者 会 議 7月1日(水)午後7時より総合体育館会議室にて行うので各チームの監督(代表者)は参加料を持参して必ず出席のこと。
12. 留 意 事 項 ①選手はスパイク又は運動靴を着用すること。
②選手は運動の出来る服装(ユニホーム・ジャージ)で出場のこと。
③各チームは背番号を着用のこと。
④延期や棄権の場合は、3日前までに相手チームの了解を得た後、試合関係者(事務局長・会場責任者・会場準備チーム・町総体)に責任をもって報告をすること。
⑤雨天中止の判断は、会場責任者が午後5時までに赤碕球場(55-7570)と連絡を取り決定、事務局長・会場準備チーム・試合チーム・町総体に連絡すること。
⑥試合開始時間は厳守すること。
⑦帽子、捕手のヘルメット・レガース及び打者、走者のヘルメットは必ず着用すること。
⑧野球場敷地内ではタバコを吸わないこと。
⑨競技中に発生した事故などについては、チームで責任を持って対応する。万が一に備えチーム責任において保険加入を勧める。
(公)スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」に加入する場合、加入手続きについては町総合体育館に問合せること。
⑩照明料は両チームの負担とし、1試合1チーム3,000円とする。
⑪雨天の為に中止となった試合については、日程調整を行う。
⑫登録者以外はベンチに入ってはいけない。
⑬町外選手の登録は制限しないが、ピッチャーをしてはいけない。
但し、勤務先が町内の場合は、該当しない。
⑭感染症対策など、各チームで責任を持って体調管理を徹底すること。
13. そ の 他 ①「琴浦町ナイター野球リーグ戦運営規約」及び試合日程等については監督会議(代表者)で決定する。
②試合日程を組むにあたり各チームにおいて都合の悪い日(行事&勤務により人数が揃わない日)は参加申込書にその旨を記入のこと。
③参加チームによっては内容を一部変更する場合がある。
④この要項に依りがたい事態が起こった際には、当該チームで協議の上で決定する。

琴浦町ナイター野球リーグ戦運営規約

1. 参加（出場）資格は次のとおり。
 - (1) 参加資格については、琴浦町軟式野球連盟で審査する。
追加登録については連盟（事務局）が審査する。
 - (2) 追加登録者の出場資格は当該試合の1週間前迄に終了していなければならない。
 - (3) 壮年リーグの参加資格は4月1日現在で40歳以上の者で編成し、守備についたときの年齢合計が400歳以上であること。但し、投手は45歳以上とし、ベンチ入りした選手全員（監督も含む）は必ず1回出場しなければならない。
 - (4) 野球リーグと壮年リーグの重複登録を認める。
 - (5) 万が一に備え、チーム責任において保険に加入することを勧める。
競技中に発生した事故など応急措置は行うが、それ以後の責任は負わない。
 - (6) 参加資格に違反した場合。
 - ① 試合前に判明した場合は、参加資格に違反した選手（未登録者等）を除外し、欠員になれば負けとする。
 - ② 試合途中で判明した場合は違反したチームの負けとする又、判明する以前に終了した試合についても負けとする。
2. 運営体制
 - (1) 会場責任者、球審、準備チーム（2チーム）は連盟（事務局）が割り当てる。
 - (2) 会場責任者は野球場放送室より関係書類（記録等）の收受を行う。
*記録、オーダー表はフルネームで記入すること。（同姓同名による錯誤防止）
 - (3) 準備チームは3名とし、塁審、記録にあたる。（含む、会場準備・片付け）
 - (4) 準備チームは午後7時までに集合し、試合開始の10分前までに準備を終える。
 - (5) 会場準備に支障をきたしたチームにはペナルティーを課す。（照明料3,000円程度）
 - (6) 終了後のグラウンド整備と道具の返却は試合・準備チーム双方が協力して行う。
 - (7) ベンチ等（スタンドを含む）の清掃やゴミの持帰りは責任を持って行う。
3. 競技方法
 - (1) 試合方法は1部・2部・壮年の部に分けて行う。
 - (2) 試合開始前に、主将はオーダー表を提出し、会場責任者は双方の選手を審査する。
壮年リーグについては年齢計算も審査する。
 - (3) オーダー表の提出は、試合開始10分前に会場責任者に提出し攻守を決定する。
 - (4) 試合は7回戦とし、試合時間は開始19:30より1時間30分とする。
試合開始時刻を10分経過しても人数が揃わないチームは負けとする。
コールドゲームは3回以降12点差及び5回以降7点差とする。
 - (5) 攻守交替は「駆け足」とする。なお、球審は再三の注意にも関わらず駆け足が励行されなされない場合は、投球練習の禁止及び該当者をその試合から除くことが出来る。
 - (6) 延期や棄権の場合は、3日前までに相手チームの了解を得た後、試合関係者（事務局長・会場責任者・会場準備チーム・町総体）に責任をもって報告をすること。なお、チームの都合による延期は1対戦カードにつき両チームそれぞれ1回までとする。
棄権チームは負けとみなし、照明料金（6,000円）は連盟が徴収する。ただし、相手チームや試合関係者に事前に通告された場合においては、照明料は徴収しない。
 - (7) 雨天中止の判断は、会場責任者が午後5時までに赤碕会場（55-7570）と連絡を取り決定、事務局長・会場準備チーム・試合チーム・町総体に連絡すること。
4. 順位決定
 - (1) 順位の決定は勝ち点で決定する。（勝ち2点・引分け1点・負け0点）
 - (2) 勝ち点が同点の場合、直接対決の勝者が上位とする。
 - (3) 直接対決が引き分けの場合、該当チーム全試合の得失点差とする。
但し、同じ勝ち点が3チーム以上の場合は該当チームの得失点差とするが、同点の場合は全試合の得失点差とする。
 - (4) 得失点差が同点のチームが複数の場合、予備抽選の後、本抽選を行い決定する。
5. 留意事項
 - (1) 各チームは会場責任者の指示に従うこと。
 - (2) 喫煙は敷地内禁煙を厳守。
 - (3) 塁審の服装について、帽子の着用、運動靴とする。
 - (4) コーチアスボックスにはグローブを持ち込まない。
 - (5) 大会参加料は1部・2部リーグは1チーム8,000円、壮年の部は5,000円とする。
ナイター照明料は1チーム3,000円とする。

附 則

この運営規約並びに実施要項の一部を令和5年8月4日に改正し、同年4月1日より適用する。